

税額の算出方法

市県民税の税額は、税を負担する能力のある人が等しく広く負担していただく「(1)均等割」と前年の所得金額に応じて負担していただく「(2)所得割」の合計額です。

(1)均等割額

市民税 3,500円 + 県民税 2,000円 = 5,500円

上記金額には下記基本額に東日本大震災からの復興に関し、地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律により、市民税均等割500円、県民税均等割500円を加算することとされました。（平成26年度から令和5年度まで）また、県民税均等割額には「水と緑の森づくり税」として500円が加算されています。

基本額

※市税条例第31条により3,000円

（地方税法第295条第3項、地方税法施行令第47条の3、江津市は生活保護基準の級地区分の3級地に該当）

※島根県税条例第11条により1,000円

（地方税法第24条の5）

(2)所得割額

所得割の税額は、前年の所得に応じて一般に次のような方法で計算されます。

所得割額 = (所得金額 - 所得控除額) × 税率 (個人市民税6% + 個人県民税4% = 10%) - 税額控除

※分離課税所得に関する税率はこのとおりではありません。

※市分は市税条例第34条の3第1項で6%と規定されています。

※県分は島根県税条例第9条により4%と規定されています。